

「指定訪問介護」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福井県指定 第 1870100268 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを 次の通り説明します。

《 目 次 》		
1. 事業者	-----	1
2. 事業所の概要	-----	1
3. 事業実施地域及び営業時間	-----	1
4. 職員の体制	-----	1
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	-----	2～5
6. サービスの利用に関する留意事項	-----	5.
7. 苦情の受付について	-----	6
8. 緊急時・事故発生時の対応方法	-----	6

(令和6年8月1日改訂)

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人町屋福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 福井県福井市松本1丁目36番15号 |
| (3) 電話番号 | 0776-26-6280 |
| (4) 代表者 | 理事長 石田 次男 |
| (5) 設立年月 | 昭和47年10月16日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問介護事業所・平成12年2月29日指定・福井県 18701400268 |
| (2) 事業の目的 | 指定訪問介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 花園ホームヘルプステーション |
| (4) 事業所の所在地 | 福井県福井市松本1丁目36番15号 |
| (5) 電話番号 | 0776-29-1188 |
| (6) 事業所長氏名 | 松田 勝 |
| (7) 当事業所の運営方針 | ①訪問介護員は、要介護又は要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その有する力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、 |

食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(8) 開設年月 平成12年4月1日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

〔通所介護〕	平成12年2月29日	福井県指定 1870100268号
〔介護予防通所介護〕	平成18年4月1日	福井県指定 1870100268号
〔居宅介護支援事業所〕	平成11年10月21日	福井県指定 1870100268号
〔指定居宅介護・指定重度訪問介護事業所〕	平成21年6月1日	福井県指定 1810101111号

3. 事業の実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 福井市 ほやねっと中央北圏域の地域
(担当地区：松本地区、宝永地区、春山地区)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日（但し、12/31～1/3間は応相談） 尚、利用者により営業日以外に利用希望があった場合は、 相談のうえ、特別に対応するものとする。
営業時間	午前8時～午後7時 *尚、サービスの提供は午前8時から午後9時までとします（要相談）

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については指定基準を遵守しています。

- (1) 管理者 1名 常勤・兼務
- (2) サービス提供責任者 1名以上
- | | |
|---------------------------------|----------------------------|
| 介護福祉士・介護職員基礎研修課程又は訪問介護員1級課程の修了者 | 利用者40人に対して1名又はその端数が増すごとに1名 |
|---------------------------------|----------------------------|
- (3) 訪問介護員 2名以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|-------------------------|
| ① 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| ② 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（負担割合証にもとづき9割、8割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

- | |
|---------------------------------------|
| ① 身体介護
入浴・排泄・食事等の介護を行います。 |
| ② 生活援助
調理・洗濯・掃除・買物等日常生活上の世話をを行います。 |

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえ訪問介護計画に定められます。

☆利用者負担（1割）の算出方法

$$1\text{ヶ月のサービス合計単位数} \times 10.21 \text{ (地域加算)} = A\text{円 (1円未満切り捨て)}$$

$$A\text{円} - (A\text{円} - 0.9 \text{ (1円未満切り捨て)}) = B\text{円 (利用者負担額)}$$

※福井市の地域加算です。地域加算は平成27年度から7級地(10.21)となります。

☆利用者負担（2割）の算出方法

負担割合証に2割と記入されている時

$$1\text{ヶ月のサービス合計単位数} \times 10.21 \text{ (地域加算)} = A\text{円 (1円未満切り捨て)}$$

$$A\text{円} - (A\text{円} - 0.8 \text{ (1円未満切り捨て)}) = B\text{円 (利用者負担額)}$$

※福井市の地域加算です。地域加算は平成27年度から7級地(10.21)となります。

【訪問介護サービス利用表】(要介護1から5)

区分	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
身体介護	単位数	163	244	387	567
区分	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上		
生活援助	単位数	179	220		

身体介護に引き続き生活援助が中心である時

区分	サービスに要する時間	身体1生活1 (20分以上45分未満)	身体1生活2 (45分以上70分未満)	身体1生活3 (70分以上)
身体介護+生活援助	単位数	309	374	439

※身体介護20分未満の算定

○身体介護の時間区分の1つとして「20分未満」を位置づける

- ・全ての訪問介護事業所において算定が可能
- ・前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けていること。

○頻回の訪問(前回訪問提供してから概ね2時間以上の間隔を空けないもの)については、以下の要件を全て満たす場合には算定可能とする。

<利用者対応>

- ・要介護1・2の者であって認知症の利用者又は要介護3・4・5の者であって障害高齢者の日常自立度ランクB~Cの利用者
- ・当該利用者に係るサービス担当者会議が、3月に1度以上開催されており、当該会議において、1週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護が必要と認められた者

<体制要件>

- ・常時、利用者又は家族等から連絡に対応できる体制があること。
- ・次のいずれかに該当すること。
ア 定期巡回・随時対応サービスの指定を受けていること。
イ 定期巡回・随時対応サービスの指定を受けていないが、実施の意思があり、実施に関する計画を策定している(要介護3から5の利用者に限る)

○頻回の訪問を含む20分未満の身体介護算定する利用者に係る1月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型介護看護日(I)の範囲内とする。

☆加算

I. 初回加算(訪問介護・予防共通)

初回加算	1月につき200単位
------	------------

※算定要件

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

II. 緊急時訪問介護加算(身体介護中心に限る)

緊急時訪問介護加算	1回につき100単位
-----------	------------

※算定要件

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーとの連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。

Ⅲ. 特定事業所加算 (訪問介護のみ)

特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の 20/100 に相当する単位
特定事業所加算(Ⅱ) 適用中	所定単位数の 10/100 に相当する単位
特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数の 10/100 に相当する単位
特定事業所加算(Ⅳ)	所定単位数の 5/100 に相当する単位

☆特定事業所加算Ⅰ

＜体制要件＞ 次に掲げる要件に全てにおいて適合していること。

イ、訪問介護員及びサービス提供責任者全員に個別研修計画が算定され、実施又は予定である。

ロ、次の基準に従ってサービス提供が行われていること

- ・ご利用者情報等の伝達・技術指導のための会議を定期的(概ね月1回以上)に開催している。
- ・サービス提供責任者からの情報等の伝達、担当の訪問介護員からの適宜報告がなされている。

ハ、訪問介護員全員に健康診断等を定期的実施している。

ニ、緊急時等の対応方法を利用者に明示していること。

＜人材要件＞ 次に掲げる要件に全てにおいて適合していること。

イ、訪問介護員のうち、介護福祉士資格保有者が30%以上又は、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程修了者及び旧訪問介護員1級課程修了者の資格保有者の総数が50%以上

ロ、全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級課程修了者

＜重度対応要件＞ 次に掲げる要件に適合していること。

イ、前年度又は前3か月の利用者総数のうち、要介護4・5、認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)の利用者並びにたんの吸引等の行為が必要な方が20%以上

☆特定事業所加算Ⅱ

①特定事業所加算Ⅰの体制要件全てにおいて適合していること。

②特定事業所加算Ⅰの人材要件のイ又はロのいずれかに適合していること。

☆特定事業所加算Ⅲ

①特定事業所加算Ⅰの体制要件全てにおいて適合していること。

②特定事業所加算Ⅰの重度対応要件に適合していること。

☆特定事業所加算Ⅳ

①特定事業所加算Ⅰの体制要件全てにおいて適合していること。

②＜人材要件＞

人員基準に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数を上回る数のサービス提供責任者を常勤により配置していること。

③＜重度対応要件＞

前年度又は前3か月の利用者のうち、要介護3・4・5、認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)の利用者並びにたんの吸引等の行為が必要な方が一定割合以上

Ⅳ. 介護職員等処遇改善加算 (訪問介護・予防共通)

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数にサービス別加算率(24.5%)を乗じた単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数にサービス別加算率(22.4%)を乗じた単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数にサービス別加算率(18.2%)を乗じた単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数にサービス別加算率(14.5%)を乗じた単位

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

V. 中山間地等居住者へのサービス提供加算

中山間地等居住者へのサービス提供加算	所定単位数に5%を乗じた単位
--------------------	----------------

※ 利用者宅が通常の事業を実施する地域外であり、交通費を徴収しないこと

VI. 地域区分による人件費割合と上乗せ割合

人件費割合	70 (%)	福井市 (7 級地)	3 (%)
1 単位あたり	10.21 円		

※1 訪問介護サービスに関する注意事項

- ☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- ☆ 2人の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2 訪問介護サービスに関する注意事項

- ☆ ご契約者がまだ要介護認定又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ ①訪問介護サービスの生活援助は原則1回のサービス時間は1時間30分を限度とします。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(サービスの概要と利用料金)

- ① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス又は介護予防訪問介護サービス
介護保険給付の支給限度を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
- ② その他のサービス
要望毎に検討の上、対応する。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更をする事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- | |
|---------------------------------|
| ア) 金融機関口座から自動引落
イ) 直接現金払いとする |
|---------------------------------|

(4) 利用中止、変更、追加 (契約書第9条参照)

○ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日ま

でに事業者申し出て下さい。

- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%（自己負担相当額）

- サービス利用の変更、追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご契約者からの交替の申し出

専任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業者が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスに実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で利用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も利用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、ご契約者等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

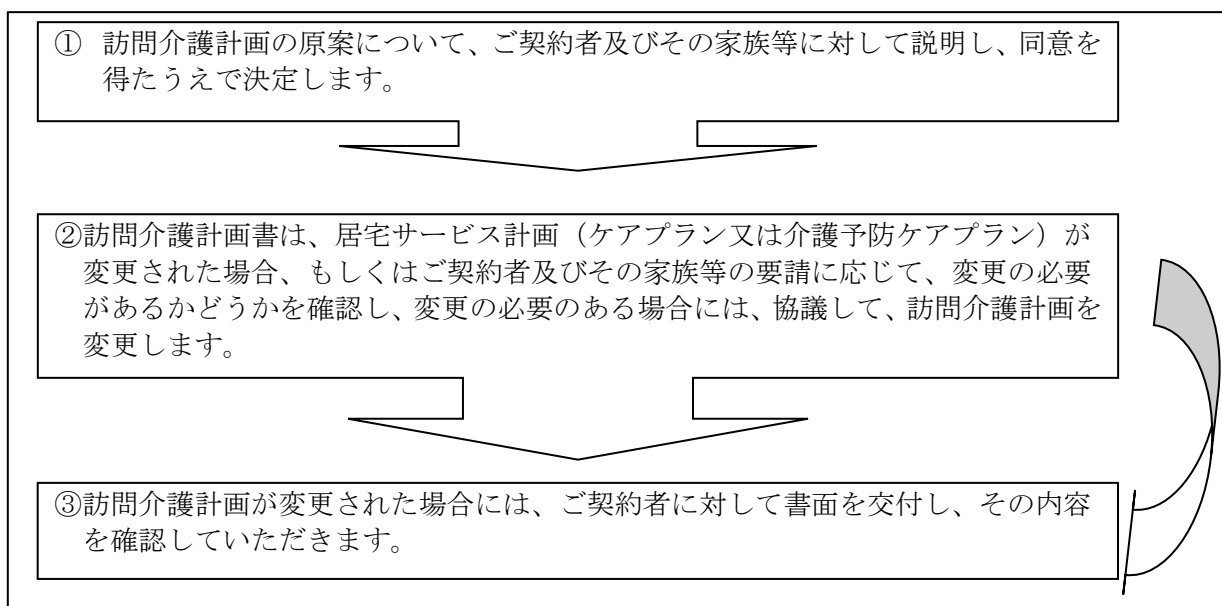
訪問介護員は、ご契約者に対して訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為② ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービス又は介護予防訪問介護サービスの提供④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|---|

〈重要事項説明書付属文書〉

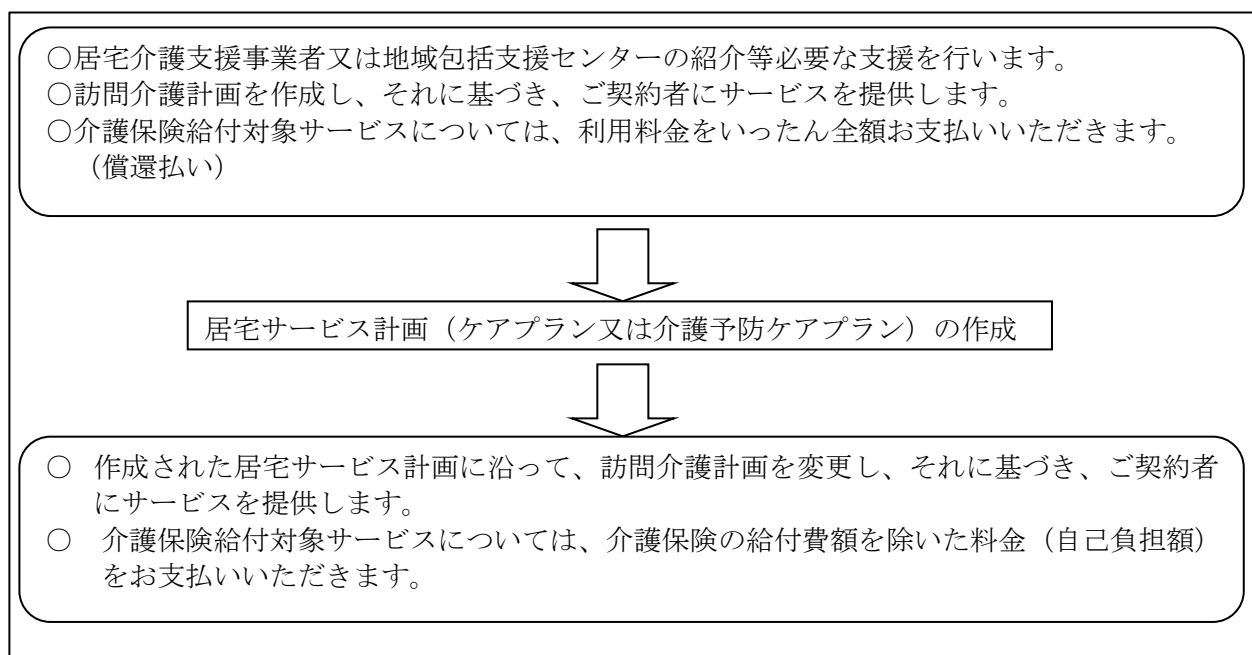
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

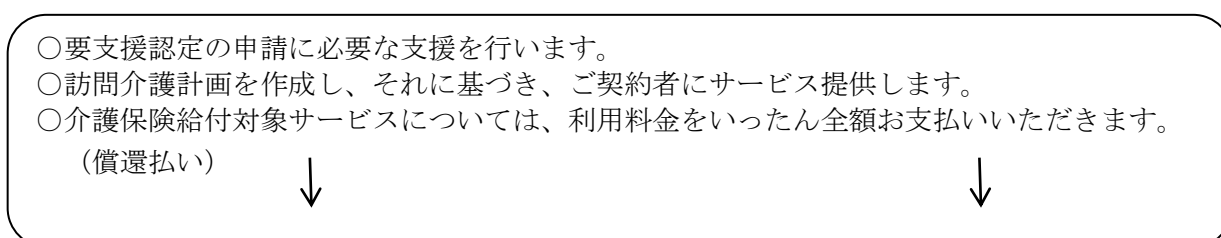


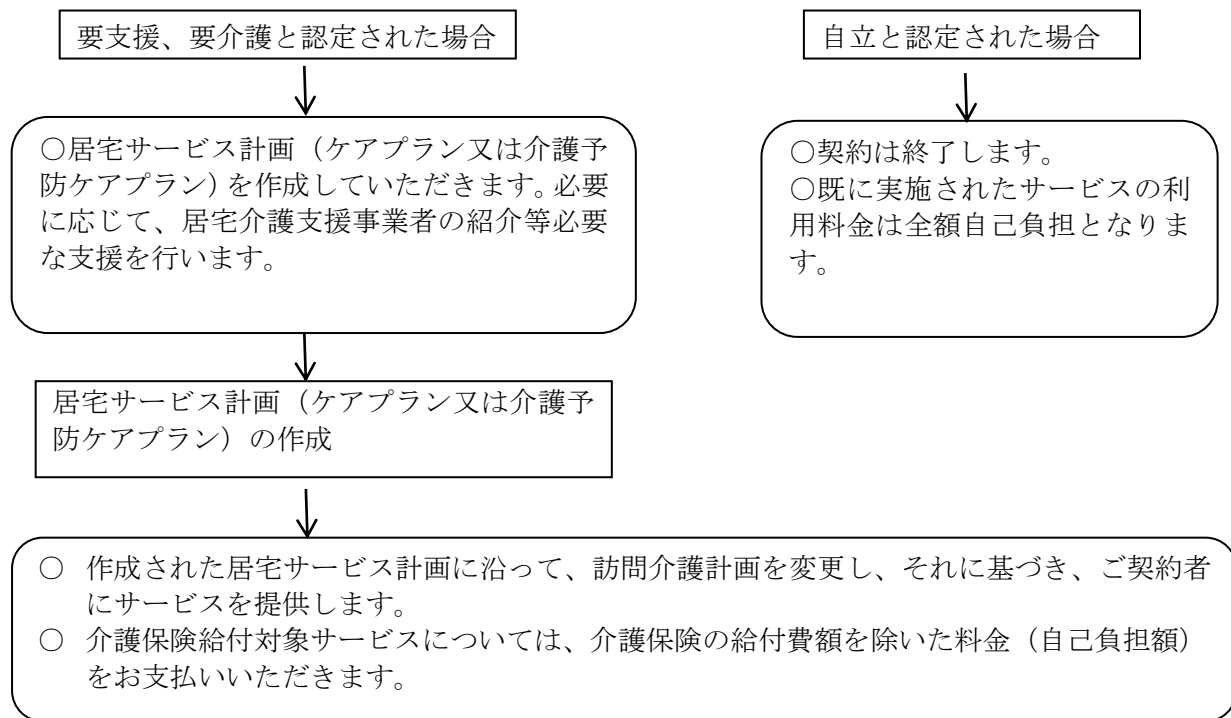
- (2) ご契約者に係る「居宅サービス（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定又は要支援認定を受けている場合



② 要介護認定又は要支援認定を受けていない場合





2. サービス提供における事業者の義務（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③ サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知れ得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

3. 損害賠償について（契約書第 15 条、第 16 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 18

条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所が閉鎖した場合
- ④ 施設の減失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があつて場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 19 条、第 20 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン又は介護予防ケアプラン）が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービス又は介護予防訪問介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 21 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。